

平成14年6月26日

平成15年度・税制改正に関する建議書

日本税理士会連合会

目 次

はじめに

一 わが国の経済と税制改革	1
二 税制に対する基本的な視点	2
三 中長期的な税制のあり方	3
四 本建議書の構成	7

改正要望事項

【国税通則法・税務行政関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 税務行政の執行に関する手続規定の整備	9
2. すべての税務取扱通達の公開	9
3. 公定解釈の事前表明手続(アドバンス・ルーリング)の制度化	10
4. 調査の事前通知の法制化	10
5. 納税者番号制度の検討	11
6. 郵送による税務関係書類の提出時期	11
7. 電子申告制度における送信トラブルの回避	12
8. 更正の請求の期間延長	12
9. 重加算税の賦課決定通知書への理由附記	13
10. 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定の整備	13
11. 国税不服審判所における民間人の採用	14
12. 法定外資料の提出の制限	14

【所得税・法人税等共通関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 同族会社の行為計算否認規定の明確化	15
2. 申告書の公示制度の廃止	15

(実務的改善に関する項目)

- 3. 減価償却資産の法定耐用年数、償却限度額の見直し 15
- 4. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ 16

【所得税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1. 給与所得者に対する確定申告の導入 16
- 2. 青色事業専従者に係る届出制度の廃止と退職給与の支給 17
- 3. 社会保険診療報酬に係る所得計算の特例の廃止 17
- 4. 離婚に伴う財産分与に対する譲渡所得課税のあり方 17
- 5. 不動産所得における損益通算の特例の廃止 18
- 6. 青色申告者における純損失の繰越期間の延長 18
- 7. 所得控除の整理合理化と配偶者特別控除の廃止 18
- 8. 寄付金控除における所得基準限度額の廃止 19

(実務的改善に関する項目)

- 9. 公的年金控除額の縮減と受給者における納税手続の簡素化 19
- 10. 準確定申告の提出期限の延長 20
- 11. 源泉所得税の納付期限の繰下げ 20
- 12. 財産債務明細書の提出制度の廃止 20

【法人税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1. 公益法人に対する課税の見直し 21
- 2. 交際費課税制度の抜本的な見直し 21
- 3. 退職給与引当金の存続と繰入限度額の引き上げ 22
- 4. 中小法人に対する軽減税率の適用金額の拡大 23
- 5. 同族会社の留保金課税制度の廃止 23

(実務的改善に関する項目)

- 6. 欠損金の繰越控除期間の延長 24
- 7. 欠損金の繰戻し還付制度の再開 24
- 8. 法人税の延納制度の復活 24

【消費税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1. 消費税の税率の引き上げには慎重 25
- 2. 納税義務の免除制度と簡易課税制度における基準期間の廃止 25
- 3. 免税事業者と簡易課税制度における基準額の引き下げ 26
- 4. 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期の見直し 26

(実務的改善に関する項目)

- 5. 帳簿及び請求書等の保存要件の見直し 27
- 6. 土地の譲渡がある場合の課税売上割合の計算 27
- 7. 法人税の期限延長を受けている場合の消費税の確定申告期限 27

【相続税・贈与税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1. 相続税等の財産評価の法定化 28
- 2. 保険金及び退職金の非課税限度額の引き上げ 28
- 3. 相続税の税率構造の見直し 29
- 4. 相続財産に関する費用等の控除 29

(実務的改善に関する項目)

- 5. 物納手続の簡素化 29
- 6. 相続税の更正の請求と保証債務 30

【地方税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1. 個人住民税の所得控除の内容を所得税に一致 30
- 2. 法人の事業税・住民税に欠損金の繰戻し還付制度を導入 30
- 3. 事業税の外形標準課税に対する検討 31
- 4. 個人事業税の事業主控除額の引き上げ 31
- 5. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止 31
- 6. 事業所税の廃止 32

(実務的改善に関する項目)

- 7. 贈与等の取消しに対する不動産取得税の不適用 32
- 8. 償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度末に 32
- 9. 固定資産課税台帳の縦覧制度の見直し 33
- 10. 固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改善 33

はじめに

税理士の自治団体である税理士会が、税制及び税務行政の改善に寄与する施策を講じることは、職業専門家による団体に対して課せられた社会的な使命の一つである。

このことから、税理士法第49条の11では、税理士会に対し、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することを求めている。また、全国の税理士会を会員として構成される日本税理士会連合会に対しても、税理士法第49条の15によって、同様に建議を行うことを求めている。

そこで、日本税理士会連合会では、各税理士会がまとめた425項目に及ぶ建議事項について、これを集約し、平成15年度の税制改正に関する意見として取りまとめを行った。

この建議書は、税務に関する専門家としての立場から国民的な視点に立って、全税理士会の総意として一つにまとめたものであり、わが国経済の発展を目指しつつ、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的とするものである。

一 わが国の経済と税制改革

わが国の経済は、バブル崩壊後10年を経たにもかかわらず、デフレスパイラル現象の中で地価はなお下がり続け、倒産件数、失業率ともに前年を上回り、一向に景気の回復する兆しが見えない。

わが国のこのような経済情勢の原因について、例えば経済財政諮問会議は、『経済力の低下と国際競争の激化、チャレンジ精神の喪失、社会の多様化と制度のミスマッチ、地域活力の低下、少子・高齢化』にその基本認識を置いている。

このような状況の下でわが国は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づき、今後、わが国経済の基本的な成長力を高めるよう、構造改革を積極的に推進していくこととし、恒久的な減税措置等によって生じた歳出・歳入ギャップの拡大による財政の危機的な状況に対応するために、国債発行額を30兆円以下とするなどの歳出の見直しと重点的な配分を行い、プライマリーバランスの黒字達成に向けて施策を講じていくこととされている。

そして今後の税制のあり方について、政府税制調査会は、すでに平成12年に公表した中期答申「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」において、21世紀のあるべき経済社会を展望し、租税が公的サービスを賄うのに十分な財源を社会の構成員である国民皆が広く公平に分かち合うものであることを改めて認識した上で、経済社会の構造変化と調和のとれた望ましい税制を構築するという大きな課題が残されているとし、所得課税をはじめ、消費課税、資産課税等を含めた税制全般についての抜本的な税制改革が必要であるとしている。

また、経済財政諮問会議は、日本経済を活性化させることを重視し、中長期的な展望にたって、安定的な税制を構築するために、『活力を引き出し、国際的整合性を重視する税制、多様な選択を可能にし、全ての人々が社会に参画できる税制、長期にわたって安心を支える税制、地方の自立と特色ある発展を促す税制、透明で公正な、納税者が納得出来る徴税システム』を課題として検討が行われるべきであるとしている。

ところで、税理士は日頃からその職務上、多くの経営者と日常的に接触して経営相談に応じており、その財務内容についても深く知り得る立場にあることから、日本税理士会連合会では、全国の中堅・中小企業経営者の景況感を把握するため、会員を通じて景気診断調査を、毎年継続的に実施している。

平成13年10月の調査によると、まず、景況感については、どの業種も急激な悪化を見せ、特に製造業と卸・小売業については過去最低水準を示している。また雇用状態については、建設・不動産業の7割、製造業の6割が過剰状態にあり、さらに今後の景気の動向については、建設・不動産業の9割、製造業及び卸・小売業の8割、サービス業の6割が更なる後退を感じており、反対に緩やかな上昇を回答した者は、サービス業の2%を例外とし、他の業種はすべて0.1%から0.3%程度しかいない。

そして、景気回復の時期については、8割強が「予測できない」と回答している。

また、経営上の悩みについては、「資金繰り」「国内販売不振」「販売価格ダウン」がトップを占め、特に「資金繰り」を回答した者が増加している。そして、これらの悩みを解決する方法については、「賃金の抑制」と「人件費削減」という内的な解決方法を志向した回答が圧倒的に多く、「販売の強化」「安価な原材料の調達」「新規分野への進出」等の外的な解決方法を志向した回答は前者の半分に満たない。またその中でも、特に「販売の強化」が急速に減少しているのが目立っている。

なお、中堅・中小企業では、代表者の家族が就労しているケースが多いことから、「賃金の抑制」や「人件費削減」には、まず代表者やその家族従業員の給料を優先的に引き下げたり、未払計上している場合が多く含まれると考えられる。

したがって、ほとんどの中堅・中小企業における経営は、ひたすらに耐え、守りの姿勢に徹しているのが今日の実態である。

このような閉塞した現状から一刻も早く脱出するためには、まず経済を活性化し、景気を回復させるためのあらゆる施策が、とにかく喫緊の課題であることは言うまでもない。そしてそのために、税制についても抜本的な見直しが必要であるのなら積極的に検討を行い、旧来の形式にこだわることなく革新的に対応すべきである。

ただし、租税は、全ての国民に対して、義務として法律によって一方的に負担を求めるものである以上、そこには一定の配慮が必要である。経済的な目的を最重要視するあまり、税制のあるべき基本的な視点が軽視されるようなことは決してあってはならない。

二 税制に対する基本的な視点

税制の基本的な視点について、日本税理士会連合会は、税務の専門家として納税者の立場に立って、次のような5つの視点を置いている。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考える上で最も基本的な視点である。ところで公平という基準は、どこに視点を置き、どの範囲まで視野を広げ、どのような尺度によって測定するか

よって、その結果が大きく異なるという点に留意しなければならない。課税最低限に満たない所得しか有していない国民や、欠損金を抱えている企業であっても、実はわが国の経済を支えているのであり、この建議書は、公平の視点を一般的な納税者の位置に置き、できるだけ視野を広げ、できるだけ客観的な尺度で見るとともに心がけた。なお、この建議書では課税の公平という用語は使用せず、あえて負担の公平という用語を用いている。

(2) 国民にとってわかりやすい税制

わが国では、国税のほとんどは申告納税方式によって税が確定するし、賦課課税による個人住民税や事業税も、申告納税方式による所得税の課税標準の計算を基礎としているので、結果的にほとんどの税が申告納税方式に関係していると言える。申告納税制度は、納税者による税の自己賦課であり、租税法主義の下で、納税者は租税法規の解釈権を第一義的に有している。したがって、申告納税制度は、国民が租税法規を解釈できるとの前提がなければ成り立たない制度であり、そのためには、租税制度が複雑難解なものであってはならず、国民にとってわかりやすい税制であることが必須である。

(3) 合理的な納税事務負担

申告納税制度の下では、納税者が自ら課税標準を算定し、税額を計算し、申告書を作成するのであるから、納税事務のための負担は、自ら受忍すべきである。ところで、国民主権の下における徴税費用は、税務行政庁ばかりでなく納税者における納税事務費用も併せて認識されるべきであり、その負担は、常に必要最小限になるように配慮されるべきである。特に、源泉所得税は他人の税を預かっているのであるし、消費税も転嫁を前提として社会一般には預り金的なものとして認識されているところから、これらの税に関する事業者の事務負担については、特に十分な配慮が行われなければならない。

(4) 時代に適合し得る税制

税制と財政、経済と財政は相互に密接な関係を有しており、経済政策のために租税特別措置法等によって立法化される政策税制は、必ずしもその存在が否定されるものではない。また、経済社会の構造変化や取引形態の変化に応じて、税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じさせるなどの弊害を招くことになる。したがって、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合するような税制の見直しが維持され続けなければならない。

(5) 透明な税務行政

透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させ、タックスコンプライアンスを確保するために必要不可欠である。特に税務行政手続に関する規定を法律において整備するなど、納税者と税務行政庁との間の信頼関係を築くための施策を積極的に構築し続けるための努力が求められる。

三 中長期的な税制のあり方

今後、日本経済を活性化させることを重視し、中長期的な展望にたつて、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するために、所得課税をはじめ、消費課税、資産課税等を含めた税制全般

についての、抜本的な税制改革が検討されつつある。

しかし、そのためには、税制に対する基本的な視点を見据えた上で、総合的に検討されることが必要であり、単に時代の要請であるとか、単に外国で採用されているからとか、単に負担が軽減されるからとかいったような理由で、安易に採用されることがあってはならず、常に前向きな姿勢で導入の是非が検討されなければならない。

(1) 個人所得課税

個人所得課税については、二元的所得課税の導入、給与所得者に対する課税のあり方、配偶者特別控除の廃止を含め配偶者控除のあり方、課税最低限と累進税率のあり方、年金課税のあり方等が検討課題とされている。

二元的所得課税は、金融関連所得と他の所得とを分離して課税するものであり、従来の包括所得に対する課税とは考え方が異なるものである。確かに最近の金融資産は、非常に複雑な仕組みの商品が開発され、従来の利子所得、配当所得、譲渡所得、雑所得による区分の判定が困難であることから、これらの区分を廃止し一括して損益を計算することの必要性は理解できなくもない。

しかしながら、今回の構想では、金融関連所得に対する税率を、勤労などから生じる他の所得に対する税率よりも低く設定される方向が示されており、負担の公平の見地からみて、妥当性があるのかを慎重に検討する必要がある。

なお、金融関連所得の間で生じた損益を通算するために、納税者番号制度の実施が併せて必要とされるのであるならば、その導入に対する環境条件の整備についても、時機を失せず検討を行う必要がある。

給与所得者に対する課税のあり方については、給与所得控除を見直した上で実額計算の範囲を拡大し、給与所得者に対しても確定申告の機会を拡大するというものであり、この見直しは、本建議書が従来から主張してきたものである。ただし、給与所得課税の見直しに関連して、雇用主の事務負担が、かえって複雑になったりすることのないように、配慮されるべきである。

配偶者特別控除の廃止を含め、配偶者控除のあり方については、特にライフスタイルの多様化と、それに対する税制の中立性を見地から、そのあり方が検討されるようであるが、この点についても、本建議書では基礎的人的控除の全面的な見直しを含め、従来から主張してきたところである。

課税最低限と累進税率のあり方については、まず課税最低限を引き下げた上で、さらなる累進税率の緩和が検討されようとしている。

しかし課税最低限としてサンプルにあげられるモデルケース（一般の扶養親族と特定扶養親族をそれぞれ1名ずつ有し、配偶者がいわゆる専業主婦である給与所得者）が果たして妥当なものか、課税最低限に本来必要経費的な位置付けを有している給与所得控除を含めることが、事業所得者の存在も考えれば妥当なものか、課税最低限以下の者が全体の4分の1存在しているということが、本当に異常なのかどうかの検証が必要であると考えられる。

また累進税率の緩和については、所得課税が基幹税としての役割を担っていることを踏まえ

れば、累進税率がその構造上有しているビルトインスタビライザー機能や所得再配分機能をどのように評価するのか、果たして個別の給付等で代替できるのかどうか十分に検討されるべきであり、例えば「努力した者が報われる社会」というような一面的なスローガンのみによって進められると、果たして多くの国民が真実を把握した上で判断できているのが疑問である。

公的年金に対する課税については、現在、拠出時には全額が社会保険料控除として課税標準から控除され、受給時には、公的年金控除が適用されて、さらに高齢者控除の適用もあって、ほとんど税負担が生じていない状況にあり、一方、資産格差は高齢者ほど大きいとの報告もある。このように高齢者を、一律に社会的弱者として位置付けることは妥当ではなく、抜本的な見直しを図られる必要がある。

(2) 法人課税

法人課税のあり方については、法人税率の引き下げと、法人事業税における外形標準の採用等が検討課題とされている。

まず、法人税率の引き下げについては、国際的な視点や企業の活性化の要請から、さらなる引き下げの声がある。確かに、わが国の経済を活性化するために、外国企業に対して、日本に進出しようとするインセンティブを与えるような施策が必要であり、税制の面においても、日本に進出することにメリットを感じさせるような制度の導入が望まれている点は理解できなくもない。

しかし、法人税率の引き下げについては、過去の改正において、同時に課税ベースの拡大も併せて実施された場合が少なくなく、税制中立の立場から、結果的に税負担の変化が特定の業種や企業に偏ってはならないし、特に、中小企業に対する負担については、実態に即した配慮が必要である。

また、法人事業税の外形標準化については、総務省から平成13年に、中小企業の負担に配慮したとする案が示されたこともあり、今後その導入の是非が本格的に検討される可能性がある。しかしながら、バブル経済の崩壊後、不況が約10年間継続しており、中小企業の体力は限りなく疲弊しきっている。欠損法人の割合が約7割弱ということは、それだけ多くの企業の体質が弱体化しているということであり、この時期に法人事業税の外形標準化によって税負担を広く求めることが妥当と言えるのか検討されるべきである。

ところで今日の経済を活性化するためには、ベンチャーなど新たな企業を興すことに対する積極的な支援策が必要である。現在でも、個人課税においてはエンゼルに対する有価証券の譲渡益課税の特例が設けられ、法人課税の面では留保金課税、繰越欠損金、欠損金の繰戻し還付、試験研究費等に特例が設けられているが、さらに効果のある制度を充実させるべきである。

(3) 資産課税

資産課税のあり方については、相続税率の引き下げと、相続贈与の一体化による課税が検討されている。

相続税率の引き下げについては、単に、高率の部分の税率だけを引き下げることのないようにすべきであり、相続税のあり方などその根本的な面から検討されなければならない。

相続贈与の一体化による課税については、そもそもシャープ勧告に基づいて、生前贈与を一括して相続税に取り込む制度が実施されたものの、執行面での困難さから、現在では、相続開始前3年以内の贈与に限って相続税に取り込まれている。相続贈与を一体化して課税を見直すのであれば、実務上の観点から、税務行政庁における過去の申告状況の的確な把握と、本人への開示システムの整備が不可欠である。

なお、相続税の負担については、事業承継への配慮を更に拡充すべきである。

(4) 消費課税

消費課税については、消費税率が諸外国に比べて低いことから、その引き上げが提起される可能性がある。消費税率については、従来からも常に福祉財源との関係で、その引き上げが示唆されてきた面がある。

しかし、消費税はそもそも最終消費者に転嫁されることが予定されている税であり、その実質的な負担者は個人である国民である。

もし消費税の税率を今以上に引き上げるならば、基幹税としての位置付けを占めることになるが、消費税はその構造上、課税最低限など応能負担に配慮した仕組みを有していないため、逆進性の問題を避けて通ることができない。消費税率の引き上げについては、単に財源や用途の問題だけに着目するのではなく、他の税制を含めた総合的な見地から、例えば消費に対する直接税としての性格を有する支出税としての位置付けや、最低生活費に対応する消費税相当額を控除又は還付する負の所得税の導入などを、幅広く検討してみるなどの姿勢が要請される。

ところで、事業者にとって消費税は、消費者からの預り金であると一般的に思われているようであるが、消費税法において規定される納税義務者はあくまで事業者であって、消費税法上、消費者からの預り金であるとの規定は全くなく、むしろ事業者に対する付加価値税として構成されているとも言える。そうすると、いわゆる益税をめぐる議論も、いわば感情論的に事業者が非難の対象になっているとも言え、改めて消費税のあり方について、一般国民の誤解を招かないようにその検討が望まれる。

(5) 地方税制

地方分権推進委員会は、地方税源の充実に関する基本的方向として、地方歳出と地方税収との乖離を縮小し、住民の受益と負担との対応関係を明確化するための地方税源の充実確保、歳入面での自由度を増すために、国から地方への税源移譲と、歳入中立を原則とするための国庫補助負担金・地方交付税の減額、歳出面での自由度を増すために、国の関与を廃止・縮減し、これらにより、歳入・歳出両面における自由度を併せ増していくことが、地方分権の実現にとって不可欠な要素であるとしている。

ところで、地方税は国税に比べて、応能的な見地よりも応益的な見地によって位置付けられている面が強いとされている。このため、地方分権を推進するために、国から地方に対し、税源の移譲が積極的に行われると、税全体の中で、応益的な税の占める割合が高くなる可能性があることに留意する必要がある。

また最近、地方分権の推進と独自財源を確保する観点から、法定外税の設定要件が緩和され

るなど、それぞれの自治体が独自に課税権を行使できる機会が広げられつつある。このような傾向は、今後、地方に対する国の関与が相対的に引き下げられ、それぞれの自治体が独自性を発揮しながら運営していくために必要なものであり理解できるところである。ただし、財源追求のあまり、結果的に税負担の中立性が損なわれたり、複数の自治体に事業所等を有する法人に対して、過度の事務負担を強いることのないように配慮されることが必要である。

ところで、国から地方への税源の移譲が行われたり、法人事業税における外形標準課税のように、国税の課税標準と異なる計算による課税標準が採用された場合には、地方におけるタックスコンプライアンスの確保が今以上に求められ、特に税務調査への対応など課税処分のための税務行政に対する体制の充実が図られなければならない。

(6) 税務行政

税務行政とは、国・地方と納税者との間における租税債権・債務の確定から、徴収・納付に至る一連の手續に関連する行政事務をいう。

ところで、個々の納税者が納めるべき税額は、租税法律主義の下で、法律及び法律の委任を受けた政省令に基づいて計算され確定されるのであって、行政の裁量によって確定されるものではなく、したがって、税務行政もまた、租税法律主義の下で、法令の規定に従って適法に執行されなければならない。

特にわが国においては、基幹的な税の多くで申告納税制度が採用されており、納税者が自ら税額を確定させることを原則としているのであるから、税務行政も、この制度を最大限尊重した執行が要求され、納税者と税務行政庁との間の信頼関係が必要不可欠である。

しかしながら、現状では、税務行政手續に関する規定の整備が非常に不十分であり、例えば税務調査の実施に関しても、各税法において、単に「当該職員は、必要があるときは、検査することができる」と規定されている程度で、事前通知など具体的な手續については、すべて行政上の裁量に委ねられているのが現状であり、国民主権を旨とする先進国にしては、決して好ましい姿であるとは言い難い。

そこで、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のために、各種の税務行政手續を国税通則法などの共通法規において具体的に規定し整備していくことが必要である。また併せて、税務行政に関する情報については、その対象が反復継続的に発生するものであり、広く国民一般に影響するものであるから、情報公開法による個別の手續を待つまでもなく、税務行政庁の側からの積極的な情報開示が求められるところである。

四 本建議書の構成

本建議書では、平成15年度の税制改正に関する意見を、税目ごとに、制度的改善項目と実務的改善項目とに分けて整理し、59項目の改正意見を、その改正理由とともに記載している。

このうち、本年の建議として新たに挙げた項目は次のとおりである。

- (1) すべての税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡等を含む）を公表すること。（P9【国税通則法・税務行政関係】2）

- (2) 調査に当たっては事前通知を徹底し、書面をもって通知を行い、あわせて調査の日時及び場所、調査の対象及び理由を開示すること。また、調査を終了したときは、速やかに納税者に書面をもって通知すること。(P 10【国税通則法・税務行政関係】 4)
- (3) 電子申告において、不可抗力による送信遅延や送信不能があった場合に、発信者に対して不利益を与えないような施策を講じること。(P 12【国税通則法・税務行政関係】 7)
- (4) 法定外資料の照会や提出の要請は必要最小限に止めること。(P 14【国税通則法・税務行政関係】 12)
- (5) 申告書の公示制度を廃止すること。(P 15【所得税・法人税等共通関係】 2)
- (6) 個人の寄付金控除の対象となる特定寄付金については、その全額を控除の対象とし、総所得金額等の 2 5 % を限度とする規定は廃止すること。(P 19【所得税関係】 8)
- (7) 退職給与引当金は廃止よりも、むしろ限度額を引き上げること。(P 22【法人税関係】 3)
- (8) 法人の事業税・住民税について欠損金の繰戻し還付を認めること。(P 30【地方税関係】 2)

また、昨年からの継続ではあるものの、内容を大きく見直した項目は次のとおりである。

- (1) 離婚に伴う財産分与に係る譲渡所得課税については、イ．分与を受けた者が当該財産を譲渡したときに課税すること、ロ．現行の制度により分与者に対して分与時に課税すること、の選択とすること。(P 17【所得税関係】 4)
- (2) 交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度内の支出額の 2 0 % 相当額を損金不算入とする措置を廃止するなどの改善整備を図ること。(P 21【法人税関係】 2)

改正要望事項

【国税通則法・税務行政関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図ること。

理由

わが国の行政運営の統一的ルールを定めた行政手続法は「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。」ことを目的として平成6年10月に施行されている。しかし同法の適用は国税通則法第74条の2第1項において、「租税の賦課徴収に関する処分の手続」に関し第2章「申請に対する処分」及び第3章「不利益処分」が適用除外とされ、「行政指導」についても一部が適用除外とされている。また、行政調査については、個別の法律に手続的規制を委ねることとして、行政手続法の本法において適用除外とされている。

その理由は「国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の手続体系が形成されている」とされている。もとより、税務行政の分野で手続法を必要としないということではない。

申告納税制度を更に発展させるためには、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法に明文化すべきである。

具体的には、国税通則法第1条(目的)に「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」との文言を追加し、併せて地方税法第2条の次に2条の2を設けて同様の規定を定めるとともに、

申告手続(申告書等の受理、補正)

帳簿等の具体的資料提示と税務当局の見解の事前照会制度(アドバンス・ルーリング)

調査手続(調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、調査に関する教示、不必要な調査に対する制限、調査の場所及び調査時間の制限、税務職員に対する忌避の申立てとその処分、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預り、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書)

処分手続(申請等に対する処分手続、更正及び決定又は申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由附記、不服申立て等の教示)

苦情申立ての処理手続

納税義務者の代理人選任権

行政指導の内容

通達制定の手続(日本税理士会連合会及び専門家と協議等)

についての規定を設けるべきである。

2. すべての税務取扱通達(取扱通達と同等の効果を有する事務連絡等を含む)を公表すること。

理 由

税務取扱通達等は、納税者を拘束するものではないが、税務職員を拘束し、その通達によって税務行政は執行されるので納税者に与える影響は大きい。

したがって、通達等でどのように定めているかを知ることが、納税者にとって重要なこととなる。現在、情報公開法による開示請求により、ある程度これら通達等を知り得ることが可能となったが、通達等を知り得た者と知り得なかった者との間に不公平が生じる。

そこで、税務行政庁は、申告納税制度の下における税務行政の理解と信頼を確保するため、納税者からの開示請求等を待つまでもなく、通達等の立案、創設、運用等に至るまで、すべて自発的に公開すべきである。

- 3．租税法規の解釈について、あらかじめ帳簿等の具体的資料を提示したときに、その解釈に関する事前表明手続（アドバンス・ルーリング、クロージング・アグリメント）の制度化を図ること。

理 由

納税者が重要な経済的意思決定をするときに発生する租税法規の解釈に関して、あらかじめ帳簿、契約書等の具体的資料と事例を示し、税務行政庁の公的解釈の確認等が得られるならば、その決定についての税法適用上の安定性と予測可能性が確保され、税務行政庁との事後における不必要なトラブルも回避されることとなる。

このような公定解釈の事前表明手続（アドバンス・ルーリング、クロージング・アグリメント）の導入を図ることは、申告納税制度の健全な発展のためにも必要であり、「税務行政監察報告書」（平成12年11月、総務庁行政監察局）においても指摘されている事項である。

- 4．調査に当たっては事前通知を徹底し、書面をもって通知を行い、あわせて調査の日時及び場所、調査の対象及び理由を開示すること。また、調査を終了したときは、速やかに納税者に書面をもって通知すること。

理 由

現行の質問検査権に関する規定においては、事前通知をはじめ調査の範囲、程度、時期、場所など実定法上特段の定めのない事項については、税務職員の合理的な選択に委ねられているとされている。このため調査等税務行政が恣意的に執行される虞のある状況にある。「税務行政運営における、公正の確保と透明性の向上を図り、納税者の権益を保護するため」かつ、税務行政庁と納税者の相互信頼を一層維持発展させるため、これらの手続規定を早急に国税通則法に整備すべきである。

欧米諸外国においては、調査の事前通知、調査理由の開示、調査の範囲、臨場検査の諸手続等をはじめとする税務行政の円滑な運用に具体的な範囲や限界等が明文化され、納税者及び代理人の身分保障を確定させている。

また、調査が終了しているにもかかわらず、調査が終了したかどうか不明のまま放置されてい

る場合が多く、長期間にわたり納税者が不安定な状態におかれることは好ましくない。このことは、税務行政監察報告書における指摘事項でもあり、調査が終了したときは、納税者の要求があるなしにかかわらず、納税者に調査が終了したことを書面により通知すべきである。

5 . 申告納税制度の下における税負担の公平を維持確保するため、個人情報保護の立法等を整備した上で、納税者番号制度の検討を行うこと。

理 由

納税者番号制度は、総合課税制度や申告納税制度の機能を維持し、課税の適正、公正を実現し、税負担の公平を維持するための有効な制度の一つであることは理解できる。

しかしながら、この制度にはさまざまな個人情報が効率的に収集される反面、その目的が税務の適正運営にあるとしても、個人として他人に知られたくない秘密の情報も含まれている。そこで、これらの個人のプライバシーを保護し、情報公開等の適正な運営に関連する法制度を整備することが必要である。現に検討されてきた年金番号方式と住民基本台帳方式は、いずれも共通番号制度であるが、すべての行政庁間で使用される共通番号制度にあっては、プライバシーの保護等に関する制度の確立が導入の前提条件とならなければならない。

さらに、誤った情報が入力されることを避けるために、本人から情報の内容の開示を要求された場合には、本人に係る情報を開示し、本人から訂正の申し出があった場合には適切な対応が図られるべきである。

したがって、現在のように経済取引が複雑化した状況において、税負担の公平を図り、総合課税制度や申告納税制度の機能を維持していくためには、納税者番号の必要性について検討する必要がある。この検討に際しては、個人情報保護に関する法律の整備を前提として、どのような税制の構築を目標とするかを明確にし、納税者番号制度のメリットと民間が負担するコストを明らかにすべきである。

なお、国民の納税者番号に対する理解はいまだ十分に深まっている状況ではないと考えられる。制度の仕組み、制度導入に要するコスト、プライバシー保護措置等について更に検討を行い、検討状況を広く国民に理解を求めていく必要がある。

6 . 郵送によるすべての税務関係書類の提出時期は、郵便物の通信日付印により表示された日(いわゆる発信主義)とすること。(通法22)

理 由

納税者が税務関係書類を郵送により提出する場合において、納税申告書(当該申告書に添付すべき書類、その他当該申告書の添付に関連して提出するものとされている書類を含む。)については国税通則法第22条の規定により、また、更正の請求書、課税標準申告書及び異議申立書又は審査請求書については国税通則法第22条の準用により、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出がされたものとみなされている。

しかし、その他の税務関係書類、例えば青色申告承認申請書、消費税の各種届出書等について

は、到達主義とされている。このため、提出書類の種類によって効力の発生時期が異なることとなり、納税者に無用の混乱を与えている。

また、民法第97条では、隔地者に対する意思表示の効力の発生をその通知の到達した時としているが、これは意思表示の相手方を保護する趣旨である。しかし、税務関係書類の提出は、納税者のする一方的な手続であることから、郵便物の発信時点をもってその効力が発生したものと、税務行政に支障を来すことはないと考えられる。

そこで、納税者の便宜及び税務行政の円滑な運営の観点から、国税通則法第22条を改正して、納税者が郵送により税務官公署へ提出するすべての書類の提出時期を、納税申告書等と同様に郵便物の通信日付印により表示された日（いわゆる発信主義）とすべきである。

また、民間業者に依頼した書類の提出についても同様の措置を講じるべきである。

7．電子申告において、不可抗力による送信遅延や送信不能があった場合に、発信者に対して不利益を与えないような施策を講じること。

理 由

平成15年度から、電子申告の導入が予定されているが、インターネットを介して情報が伝達されるため、現行では想定できない事態が生じる虞がある。特に現行では、郵便によって提出した申告書及び申告書に関連して提出される書類については発信主義が採用されているが、電子申告の場合は、その仕組みから、申告書についても到達主義が採用される可能性がある。さらに、インターネットの場合、送信に通常想定できる時間をはるかに超える時間を費やす場合があり、余裕をもって発信したにもかかわらず、翌日の午前0時を超えてから国税庁のサーバーに到達する可能性があり得るし、さらに場合によっては、発信したデータが行方不明になってしまう場合もないとはいえない。

また、本人は正しく機械を操作したつもりであっても、不慣れなために、送信に支障が出て結局申告できていなかった場合も十分に想定される。

このように、電子申告については、技術的な問題によって、適法な申告に支障が出る虞があり得るので、まじめに対応した納税者が不測の損害を被らないように、これらへの対応措置が整備されるべきである。

8．更正の請求をすることができる期間を5年以内（現行1年以内）とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、1年以内（現行2月以内）とすること。（通法23、70）

理 由

現在、税務行政庁が行う更正処分のうち、税額を増額するものについては法定申告期限から3年以内、減額するものについては5年以内に期間が制限されている。一方、納税者が更正の請求をすることができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。この結果、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、税務行政庁は減額の更正処分をできるも

の、納税者からは減額を請求する手段がない。実務上は「嘆願」という方法によって認められる場合もあるが、嘆願を取り上げるか、取り上げないかは税務行政庁の裁量によるため、納税者は不安定な状況を余儀無くされている。しかしながら、このような状況は、納税者の権利救済の面から考えても好ましいことではない。

したがって、更正の請求をすることができる期間を法定申告期限から5年間とすべきである。

なお、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、現行ではその理由の生じた日から2月以内とされているが、特殊な事例のため一般納税者には必ずしも周知されておらず、確定申告の相談時等に、更正の請求の特例が適用できたにもかかわらず期限が徒過していることを知らされる場合が少なくない。

そこで、後発的理由による更正の請求については、納税者の権利救済を損なうことがないように、その期限を1年以内に延長すべきである。

9. 重加算税の賦課決定通知書には、その理由を附記すること。(通法68)

理 由

国税庁は、平成12年7月、重加算税の取扱いについての事務運営指針を公表した。しかし重加算税の課税要件である事実の隠ぺい、仮装について理論的に定義付けがされておらず、重加算税の賦課対象となる行為の例示に止まっている。申告納税制度の趣旨に鑑み、他の理由附記制度と同様に、税務行政庁の処分への慎重さと納税者の不服申立ての便宜のために、重加算税の賦課決定通知書にはその賦課決定の理由を附記することを義務付けるべきである。

10. 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を整備すること。

理 由

申告納税制度の下においては、申告書等(申告書、申請書、届出書等)の提出によって、税額が確定するので、申告書等の提出が制度上重要な位置付けを占める。実務上、申告書の提出についての確認は、申告書等の控に押印された税務官公署の文書收受印によって行われている。申告書等の提出時に控を持参しなかったような場合には、後日、文書收受印を受けることはできない。また、文書收受印のある申告書を保管していたとしても、災害等の不可抗力により滅失する場合もあり、納税者が申告書等を提出したことの記録が手元に残らないという問題が生じる。

納税者が申告書等の控を保存していない場合、税務行政庁に保管されている申告書等の閲覧が、行政上の裁量によって実務上認められているのであるが、税務行政上の守秘義務に抵触しない場合に限られている。閲覧は認められているが、申告書等の謄写(コピー)は守秘義務との関連で全面的に認められていないのが現状であり、実務上支障を来す場合がある。申告書等の閲覧が認められるのであれば、謄写について認めても守秘義務の問題はないと解される。

よって、申告書等の提出があった場合には、その受理を確認する書面を交付し、税務行政庁に保管されている申告書等の閲覧と謄写を行政の裁量から認めるのではなく、国税通則法において定め整備すべきである。

なお、国税不服審判所における書類についても同様の取扱いをすべきである。

11. 国税不服審判所の機構を改革するとともに、民間人として、税理士を積極的に活用すること。

(通令31)

理由

国税不服審判所は、その創設にあたり、納税者の権利救済のための第三者的機関たる性格が要請され、原処分の見直し機関ではなく争訟裁断的機能を本質とし、その固有権の採決権を行使するに当たっては審判所が行政権に所属する機関であって、しかも、行政不服についての救済機関として、行政原理のほかに、司法原理に基づく裁決がなされることが期待されて発足した。

しかし、実情は、国税通則法第99条が、国税不服審判所の独立性に対する制約に当たるとする見解があり、国税審判官は、そのほとんどが税務行政の執行系統に属していた国家公務員であり、審判官の任期満了後は、また元の執行機関に戻るなど第三者的性格が保持されているとは認め難い状況にある。

国税通則法施行令第31条は、国税審判官の任命資格について、「弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは助教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有する者・・・」と規定し広い範囲での人材の採用を予定しているので、国税不服審判所が独立した機関として機能するには外部の人材を採用すべきであり、特に、税の専門家である税理士の積極的活用が望まれる。

国税不服審判所の性格を行政不服審査法上の審査庁とは性格を異にし、行政庁内に所属するが、それはあくまでも上級庁ではない独立の機関としてとらえると、争訟裁断的機能を本質として、納税者の権利救済的機能がより強調される。

このような観点から、国税不服審判所を、国税に限定することなく、地方税についてもその範囲を拡大し、その名称を「租税不服審判所」と改称し、独立した立場で運営ができるよう機構改革が求められる。

さらに、国民の裁判への参加制度（例えば裁判員制度）や諸外国（ドイツの名誉裁判官 < Ehrenamtliche Richter >、イギリスの一般審判所の審判員 < General Commissioners of Income Tax >）等の例にあるように、租税不服審判所の審判官に民間人を広く採用し、口頭による審理を充実させることにより、納税者の正しい権利を救済することが可能となる。

12. 法定外資料の照会や提出の要請は必要最小限に止めること。

理由

最近、納税者に対して、法定外資料の照会や提出を求められることが頻繁に行われる傾向にある。

これらのうち各種資料箋等については、納税者はその作成に相当の負担を強いられている。あまりにその提出依頼が頻繁になされれば、納税者の事業にも支障を来し、税務行政庁との信頼関係の妨げになることも懸念されるところである。

そこで、これらの法定外資料の要請は、必要最小限に止めることとし、かつ、理由を付した内容をもったもので、さらに納税者に理解され得るものだけに制限すべきである。また、その位置付けを明確にすべきである。

【所得税・法人税等共通関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 同族会社の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を法令で明確にすること。(所法157、法法132、132の2、相法64、地価法32)

理由

同族会社の行為計算否認規定は、隠ぺい・仮装行為に基づく脱税行為と異なり、形式上合法的な租税回避行為等に対処するために設けられたものであるが、条文において「税の負担を不当に減少させる結果」とだけ表現しているために、要件が抽象的かつ包括的であり、課税要件明確主義の見地等から、本来的には、この規定を廃止すべきであるとの意見も見受けられる。

しかしながら、租税回避行為については、順次個別立法において対応されつつあるものの、常に新たな手段が考案され、止まるところがない。

したがって、このような包括的な規定を存続させておく意義も認めざるを得ないとも考えられるが、現行規定では、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義については何ら明らかにされていない。

そこで、行為計算を認定する税務署長の裁量権については、その基準が不明確であり、かつ、恣意性を排除するため、法令においてその意義を明確にすべきである。

2. 申告書の公示制度を廃止すること。(所法233、法法152、相法49、地価法34)

理由

昭和22年に第三者通報制度として、この前提となる申告書等の閲覧制度が設けられた。これは、無申告者や過少申告の事実を知る者が、その事実を国に通報することを、報奨金を出して奨励する制度である。

その後シャープ勧告により、申告書等の閲覧制度は申告書等の公示制度と改められ、昭和29年には、第三者通報制度は廃止された。しかし、高額所得者等についての申告書の公示制度は現在も存在し、納税者の氏名、住所、所得金額、課税価格、税額等が公示されている。

納税意識の高揚、高度情報化社会における納税情報収集能力等、今日における納税環境と同制度の新設時の納税環境は大きく変化している。

したがって、プライバシーの保護や経済取引等への影響を考えると申告書の公示制度は廃止すべきである。

(実務的改善に関する項目)

3. 減価償却資産の法定耐用年数を見直し、償却限度額の計算についても見直すこと。(耐用年

数省令)

理 由

減価償却資産の法定耐用年数は、物理的及び機能的減価並びに経済的減価を見積もり、これらを勘案した上で決定される。

しかし、最近の急速な技術革新や素材の開発、進歩等によって、法定耐用年数と実際の利用年数との間に著しい乖離を生じている。品質改良等による機能的、経済的劣化の実情から減価償却資産全般について、特に経済的耐用年数を重視して全面的に見直しを行い、さらに今後も定期的に見直しを行っていく必要がある。

また、現行の償却率（定率法）及び償却の基礎金額（定額法）は、残存価額を当該資産の取得価額の10%相当額と定められているが、取得価額の5%相当額として定めるべきであり、さらに、償却可能限度額についても、減価償却資産の除却に当たって相当の費用が必要であることから、備忘価格（1円）まで償却できるように引き上げるべきである。

4．少額減価償却資産及び繰延資産の損金算入限度額を30万円未満に引き上げるとともに、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。（法令133、133の2、134、所令138、139、139の2）

理 由

少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額は平成10年度の税制改正により10万円未満とされ、10万円以上20万円未満の減価償却資産は一時損金算入が認められず、3年間で損金算入されることとなった。また、繰延資産の一時損金算入限度額は20万円未満である。

物価水準の上昇、事務の簡素化、償却資産の多様化、消費拡大の見地から、少額減価償却資産及び繰延資産の一時損金算入限度額は30万円未満に引き上げるとともに、10万円以上20万円未満の一括償却資産の損金算入制度は廃止すべきである。

【所得税関係】

（制度的改善に関する項目）

1．給与所得者の税額確定方式については、確定申告制度を基本とした上で、現行の年末調整との選択制とすること。また、給与所得控除については、今後、勤務費用の実額控除に近い概算控除の方向で検討し、確定申告の特定支出控除制度は大幅に見直し、実額控除とし、一致させること。（所法28、57の2、181～198）

理 由

現在、給与所得者の税額確定方式は、概算控除としての給与所得控除で年末調整をする方式を基本とし、実額控除としての特定支出控除の規定で確定申告をする方式が例外的な制度として設けられている。

しかし、特定支出控除による確定申告による方式は、支給された通勤費や旅費が非課税であり、特定支出控除の条件が厳しく、また、給与所得控除の水準が相当に高いため、適用する給与所得

者はわずかである。

特定支出控除の対象範囲を抜本的に拡大し大幅に見直した上で実額控除にし、給与所得控除も実額控除に近い概算控除にすれば、確定申告件数は増加する。

本来給与所得者も、自ら税に対する正しい知識と認識を持ち、課税に対する不満解消の観点から、確定申告制度を基本とした上で、現行の年末調整との選択制とすべきである。

また、年末調整制度は、世界的に見て稀な制度であり、給与所得者の勤務会社に対するプライバシー開示、納税者（権利）意識の希薄化等の問題があるので将来的には廃止する方向で検討すべきである。

2003年（平成15年）に導入される電子申告制度により、その普及に伴い税務当局の事務量の軽減が図られるので、給与所得者については源泉徴収制度は残しても、確定申告制度を原則とすべきである。

2. 青色事業専従者（以下、青色専従者という）については、青色専従者給与に関する届出制度を廃止するとともに、一般の給与所得者の場合と同様に退職金の支給を認めること。（所法37、56、57）

理 由

所得の計算上、必要経費に算入される青色専従者給与の金額は、税務署に届出をした当該専従者の給与所得に係る収入金額とされている。青色申告者は事業と家計との分離が行われており、青色専従者の労働の実態、給与の支給形態等も一般の給与所得者の場合と何ら異なるところはない。さらに、青色専従者の把握は、青色申告決算書の記載事項により判明することでもあり、青色専従者給与に関する届出制度は廃止すべきである。

なお、青色専従者も、一定の要件の下で合理的な範囲で定められた退職金の支給については、一般給与所得者たる従業員と同様に必要経費への算入を認めるべきである。

3. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。（措法26、67）

理 由

所得計算は、本来、記帳に基づく収支計算によるべきであり、社会保険診療報酬に関する所得計算は年5,000万円以下の場合、実額計算に代えてその収入金額に応じた経費率を乗じて経費を計算し所得金額を算出することを認めている。

この特例の趣旨である国民皆保険制度は概ね達成されたと認められるので、負担の公平の見地から、この特例措置は廃止すべきである。

4. 離婚に伴う財産分与に係る譲渡所得課税については、イ.分与を受けた者が当該財産を譲渡したときに課税すること、ロ.現行の制度により分与者に対して分与時に課税すること、の選択とすること。（所法59）

理 由

離婚に伴う財産分与は、婚姻期間中に取得した夫婦共有財産の清算、離婚原因に基づく慰謝料、婚姻解消後の扶養扶助料等の性格を有すること、譲渡所得としては未実現であり、対価の授受がなく担税力がないこと等を考慮して、イ．当該財産の分与を受けた者がその財産の取得時期、取得価額を引き継いだ上で財産を譲渡したときに課税すること、ロ．現行の制度により分与者に対して分与時に課税すること、の選択とすべきである。

5．不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、早急に廃止すること。(措法41の4)

理由

個人の平成4年分以後の不動産所得の金額の計算上、不動産を借入金によって取得し、その利子により不動産所得に損失が生じた場合、土地等の負債利子については損益通算が認められていない。この措置はバブル経済時に施行された制度であり、現在では地価高騰も沈静化し、むしろ景気浮揚のための政策が必要な時期であり、平成10年度の税制改正により、法人税においては、新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されており、整合性を保つためにも廃止すべきである。

6．青色申告者の純損失の繰越控除期間を7年に延長すること。(所法70)

理由

青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年とされているが、事業の性格そのものは法人・個人を問わず同様であり、当然に事業の継続性が認められる。なかでも青色申告者については帳簿等の整備も行われており、実態として小規模の法人と何ら異なるところはない。

したがって、更正の除斥期間や徴収権の消滅時効との均衡を図り、純損失の繰越控除期間については7年に期間を延長すべきである。

7．各種の所得控除を整理合理化し、基礎的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除に集約し、引き上げること。なお、人的控除のうち、配偶者特別控除は廃止すること。(所法83、83の2、84、86)

理由

所得税法の所得控除は、納税者の税負担能力を減殺させる事情がある場合、これを斟酌するために、所得金額から一定額を差し引く仕組みであるが、現在、各種の所得控除は16種類の控除と8種類の割増控除が設けられ、必要以上に個人的事情を斟酌しすぎているため、複雑・難解なものになりすぎている。

また、時代の経過と共にその必要性が薄れたもの(生保・損保控除)や、他制度で手当すべきもの(医療費控除)もある。

本来税制は簡素であるべきであるから、各種の所得控除は基礎的な人的控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除に集約し、その控除額を大幅に引き上げることにより吸収し、整理合理化すべきである。

なお、配偶者特別控除は、結果的に片稼ぎ世帯の課税を軽減させる効果があるため、共稼ぎ世帯、親子世帯、独身者との間に不公平感が生じ、青色事業専従者や白色事業専従者が適用を除外されていることも公平を欠いている。さらに、この制度を最も多く利用する給与所得者にとっては、配偶者の年収が確定する前の見込額で年末調整をすることによる事後の修正や、勤務先へのプライバシーの開示など運用面での問題点が多く、女性の社会進出の妨げになるとの批判もあり、廃止すべきである。

8．個人の寄付金控除の対象となる特定寄付金については、その全額を控除の対象とし、総所得金額等の25%を限度とする規定は廃止すること。(所法78)

理 由

個人の寄付金控除は、支出した特定寄付金の合計額のうち、総所得金額等の25%を限度として、これから1万円を控除した金額を控除額としている。

このうち総所得金額等の25%という限度枠を設けているのは、寄付金に所得の任意処分性が強いことと、累進税率の下で寄付金控除制度が、高額所得者に対する特殊な減税に資することを避けるためであると言われる。

その結果、総所得金額等の25%を超える金額を寄付した場合には、その超える部分に対して所得税が課税されることになり、納税者にとっては、結果的に担税力のない部分に課税されることになる。

確かに、寄付はあくまで個人の私的な裁量による私財の処分であり、あえて担税力を考慮する必要はないし、これを無制限に認めると、本来、国庫の歳入として受け入れられるべきはずの金額が、私的な裁量によって他に振り向けられることになるから、一定の歯止めが必要であることも理解できる。

しかしながら、個人の寄付金控除の対象となる寄付金は特定寄付金に限定されており、そのうち、国・地方公共団体に対する寄付金と指定寄付金については、公共的な用途に対する負担としての性格が強く、また、特定公益増進法人に対する寄付金は、公益的な用途に対する負担としての性格が強い。

個人は法人と違って、営利追求のために存在しているわけではなく、多くの私財を浄財として寄付することもあり得ることであり、今後、小さな政府を目指す行政改革の方向性から考えれば、むしろ、公共的なものや公益性の強いものとして国から特定されたものに対する国民の自発的な寄付は、むしろ奨励すべきであるので、特定公益増進法人に対する寄付金も含め、特定寄付金の全てについて、寄付金控除の対象とすべきであり、総所得金額等の25%の限度額は廃止すべきである。

(実務的改善に関する項目)

9．公的年金の年金控除額を縮減し、受給者における納税手続を簡素化すること。(所法35、203の5)

理 由

年金所得が増大する高齢化社会においては、余裕がある高齢者に対し、それなりの税負担を求めざるを得ない。また積立て、給付の各段階において優遇されている現行の年金制度は現役世代と高齢世代の税負担の不公平や所得格差拡大の要因ともなっており、これらを是正するために、高額所得者に対する「公的年金等控除額」を縮減していくべきである。なお、公的年金受給者のうち、扶養控除等申告書の提出者については、当該年金の支払者において年末調整に準じる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とする等、高齢者に対する納税手続の簡素化を検討すべきである。

10．居住者が年の中で死亡した場合において、準確定申告の申告期限を相続の開始があったことを知った日の翌日から10月を経過した日の前日までとすること。(所法124、125)

理 由

現行のいわゆる準確定申告の期限は、昭和22年以来改正されておらず、相続の開始を知った日の翌日から4月を経過した日の前日までとなっている。しかし、例えば被相続人のその年の所得の確定は、相続財産の検討と並行して行われるのが一般的であり、相当の期間が必要である。

よって、それらを考慮して準確定申告の申告期限は、相続税の申告期限と同じく10月以内とするべきである。

11．源泉所得税の納付期限を翌月20日とすること。(所法181、183、199、204、216)

理 由

公租公課の納付期限は、多くの場合月末となっているが、源泉所得税については、翌月10日とされている。しかし、10日間という日数では、休日の増加で実働日数が減少している現状から、源泉徴収義務者に与える時間的な事務負担が大きい。特に、年末年始の特別な期間に年末調整事務を完了し、その過不足額を翌年1月10日(一定の要件を満たす場合には1月20日)までに納付することは、非常に困難になりつつある。

したがって、この事務負担を緩和するため、納付期限を給与等を支払った日の翌月20日とすべきである。なお、この場合納期の特例に係る納付期限についても当然各期間(1月～6月、7月～12月)の最終月の翌月20日までとなる。

12．財産債務明細書の提出制度を廃止すること。(所法232)

理 由

財産債務明細書の提出制度は昭和25年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられた制度である。既に富裕税が廃止された現在、税務当局が財産債務明細書の提出を求める理由及び必要性が不明であるため、当該制度を廃止すべきである。

【法人税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 公益法人等に対する課税について、次のように見直しを図ること。(法2、4、7、66、法令5)

法人税が課税される収益事業の範囲を見直すこと。

収益事業から生じる所得に対する法人税率は、普通法人の税率と同一にすること。

認定NPO法人に対する課税については、公益法人等と同様とすること。

理由

公益法人等及び人格のない社団等の収益事業に対する課税については、事業活動の多様化、複雑化に対応し、負担の公平の観点から現行の限定列挙された33業種では範囲が曖昧になりつつある。そこで本来の公益活動を阻害することのないよう配慮しながら非課税となる収益事業を限定列挙すべきである。

また、公益法人等の行う収益事業と同一の事業を営む一般私企業との競合関係を考慮し、税率を普通法人と同一とすべきである。

認定NPO法人(特定非営利活動法人)が、その本来の目的である公益的事業の資金獲得手段として収益事業を営むことも必要となる。その収益を非収益事業に支出した場合、公益法人等と同様にみなし寄付金の制度(損金算入限度額は当該事業年度の所得の金額の20/100に相当する金額)を認めるべきであり、また、今後認定NPO法人の認定を増加すべきである。

2. 交際費課税について、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度内の支出額の20%相当額を損金不算入とする措置を廃止するなどの改善整備を図ること。(措法61の4)

(1) 交際費課税制度の交際費等の範囲を見直すこと。

理由

交際費課税制度は、昭和29年に時限立法として創設され、当初は企業の冗費抑制と資本の充実を図ることを目的にしていたが、近年は税収確保の見地からその課税の範囲が拡大されつつ適用期限も延長され、今日に至っている。なおかつ、その取扱いは原則全額損金不算入となっている。

原則全額損金不算入とするならば、支出した交際費を質的に区分した上で、冗費性の高いものに限定し損金不算入とすべきであるにもかかわらず、現行法では課税すべき交際費の質的区分を行わず交際費課税がなされている。

さらに、その取扱いは主として通達に依存しているところであり、法文上具体的となっておらず、その定義が不十分である。

よって、次のように抜本的な交際費課税制度の見直しを図るべきである。

イ 交際費等の定義を、法人税法に次のように規定する。

『交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その

他事業に関係のある者に対する接待、供応、贈答、その他政令で定める行為のために支出するものをいう。』

交際費等の範囲

支出の相手方を得意先や仕入先及び今後得意先等となるであろうと思われるもの、その他事業に関係のある者に限定し、自社の役員や従業員は支出の相手方の範囲から除外するという考え方から、現行交際費等の範囲から、「慰安」「その他これらに類する行為関連の項目」を除外する。

具体的に除外される支出項目

「飲食代のうち従業員関連費」「ゴルフ等レジャー費用のうち従業員関連費」「情報提供料等」「周辺対策費のうち原価性の高い費用」「接待交際に付随する費用のうち従業員関連費」「いわゆる談合金・総会対策費用」等。

□ 交際費等に該当する支出項目を「課税対象交際費」「課税対象外交際費」に区分する。課税対象交際費・課税対象外交際費の区分に当たっては、項目別に質的な判定を行う。

「課税対象外交際費」とは、交際費等のうち交際費課税する必要性のないもので、项目的には「社会奉仕団体の会費」「営業活動に伴う手土産代」「慶弔費・禍福費」の3項目とする。「課税対象交際費」とは、交際費等のうちの、残りの項目で、交際費課税の必要性があるものとする。

八 「課税対象交際費」全体に対し量的規制をかける。

量的規制方法は、課税対象交際費の合計額に一定の損金不算入割合を乗じ、交際費等の損金不算入額を算出する。基本的に量的規制をかける部分を可能な限り狭くすべきである。

(2) 交際費等の定額控除額内の一部損金不算入の制度を廃止すること。

理 由

資本金が5,000万円以下の中小法人は、支出交際費について一定額の控除が認められているが、平成6年度の税制改正で定額控除額のうち10%相当額が損金不算入とされ、さらに平成10年度の改正において損金不算入額が20%相当額に引き上げられている。

しかしながら、昨今の長期にわたる不況のなかで、事業の維持、向上のために努力している中小法人にとって、定額控除程度の交際費の支出は、業務遂行上必要経費であり、冗費ではない。なおかつ、定額控除額内の一定割合を損金不算入することには、何ら理論的根拠もない。

したがって、これら中小法人支援の一環として、交際費に係る定額控除内の一部損金不算入の制度は速やかに廃止すべきである。

3. 退職給与引当金は廃止よりも、むしろ限度額を引き上げること。(法第54)

理 由

退職給与引当金は、平成10年に累積限度額基準が引き下げられ、さらに平成14年に、連結納税制度の導入に伴う課税ベースの拡大のために廃止されることになったが、むしろ制度を存続させ、繰入限度額についても引き上げが必要である。

退職給与引当金は、他の引当金と同様、会計理論上、必要不可欠な制度であり、税法上も課税所得計算の過程に当然に反映させなければならない損金であって、例えば青色申告など特定の要件を備えた法人に対する特典的な、あるいは恩典的な制度ではない。

また、平成10年の法人税法改正によって、会計と税務がそれぞれの目的に従って、独自の道を歩むことが明らかにされたものの、法人税は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としているのである。

さらに退職給与引当金は、他の引当金とは異なり、退職給与規定等に基づいて、現に法的にも債務として潜在的に発生しているのであって、ただ退職の事実が未だ生じていないために、給付事由と具体的な給付額とが確定していないにすぎないのである。

したがって、政策立法上の要請によって、累積限度額基準を引き下げ、さらに引当金自体を廃止すべきではなく、むしろ限度額の引き上げが必要である。

4．中小法人に対する軽減税率の対象となる所得金額を年1,600万円（現行800万円）に拡大すること。（法法66、負担軽減法16）

理 由

中小法人に対する軽減課税の特例は、昭和30年に創設され、昭和56年に現行の年800万円となり現在に至るまで据え置かれたままである。大企業は自社で直接金融（社債発行等）が可能であるが、中小企業は金融機関からの借入に頼らざるを得ないため、資金調達コストが大企業よりも大きくなる傾向にある。さらに、中小企業が借入れを行うには、法人の代表者所有の不動産の担保や個人保証が必要となる。昨今のように金融機関の貸出し姿勢が厳しい状況では資本市場における大企業と中小企業の立場の差は大きい。

中小企業に対する軽減税率は、わが国の経済の中核を支える中小法人の経営基盤が相対的に弱く担税力が少ない点を補うために設けられた制度であることから、時機に応じた見直しを図るべきであり、その対象となる所得金額を1,600万円に引き上げるべきである。

5．同族会社の留保金課税制度は、早急に廃止すること。（法法67、措法68の3の2）

理 由

同族会社の利益処分はその同族株主が自由に決定できることから、個人株主の配当所得に対する累進所得課税を免れるために、恣意的に配当を低く抑えることが想定される。留保金課税制度はその代替的課税として同族会社の一定の留保金額に対して課税するものとして昭和29年に創設された。

しかし、個人への課税をもって課税関係が終了とする法人擬制説の立場に依るとしても、法人の所得を何時の時点で個人に分配するかは本来法人の選択に任されるべきである。また、会社が利益の配当を抑え社内留保することは健全な財務体質強化策として一般に認められていること、非同族会社にあっても配当政策に恣意性がないとは言い難いことなどから、同族会社にのみ追加的負担を強いることとなる留保金課税の制度には問題がある。

平成12年度税制改正において、一定の中小企業者に該当する同族会社については、2年間の時限措置としてこの制度は適用しないこととされた。さらに平成14年度税制改正では、この特例の適用対象を拡大して2年間延長されることとなった。また、中小法人については、課税留保金額に対する税額が5%削減される。しかし、恩恵的に留保金課税を不適用とするのではなく、上記の理由からこの制度そのものを廃止すべきである。

(実務的改善に関する項目)

6. 欠損金の繰越控除期間を7年に延長すること。(法法57)

理由

欠損金の繰越控除期間は、青色申告法人について5年間しか認められていない。不況期においては5年間の繰越控除期間では欠損金を吸収できないことも多く、繰延税金資産の回収可能性を検討する上でも問題が生じる。

欠損金の繰越期間に制限が設けられている理由の一つは、繰越可能な欠損金を更正決定等の除斥期間内に発生したものに限定することにあるが、昭和56年に除斥期間は5年から7年に延長されている。したがって欠損金の繰越控除期間も7年に延長すべきである。特に中小法人の財務体質を強化する必要からも改正を求めるものである。

7. 欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置は、直ちに廃止すること。(措法66の14)

理由

法人税は各事業年度ごとに課税することを原則としているが、欠損金の繰戻しによる還付制度は、年度によって異なる利益変動を平均化させる目的と、さらには、将来の業績回復が望めないときの救済措置として事業を安定させる目的で制度化された措置である。また、一定範囲内で繰越欠損金の損金算入制度とのバランスを保つ意味を持っている。

欠損金の繰戻し還付制度は、適用可能性の低い設立後5年以内の中小法人等にのみ適用するのではなく、資金調達力の脆弱な中小法人全般にとって必要なものであり、また、最近のような将来の所得の見込みのない不況期においては、特に要請される制度である。

したがって、この停止措置は直ちに廃止し、法人税本則を適用し、欠損金の繰戻し還付を認めるべきである。

8. 法人税の延納制度を一定期間に限り復活させること。(旧法法78)

理由

法人税の延納制度は、昭和59年において、当時のわが国の財政状況が赤字状態で推移していたこと、税収の自然増には大幅な期待はできなかったこと、所得税減税の必要性があったことなどから、法人税率の引き上げなどにより財源を確保するための一環として廃止されるに至った。

しかし、バブル経済崩壊後の長期不況、金融機関等のいわゆる貸し渋り等から、企業の資金調達環境は非常に悪化している。特に中小企業では金融機関からの納税資金の調達が難しく、延納

制度の復活が求められている。

したがって、このような状況が解消されるまでの一定期間に限り、法人税の延納制度を復活させるべきである。

【消費税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 消費税率の見直しには慎重であるべきであり、複数税率を設けないこと。(消法29)

理由

消費税は消費全般に広く薄く負担を求める性格上、ほとんど全ての国内取引と輸入取引に課税されており、非課税とされる取引は極めて限定されているところである。

今後、国、地方自治体の危機的な財政状態の下で必要な税財源を安定的に確保するために、所得課税から消費課税へのシフトを柱とした税制改正が想定される。また、最近の課税動向では法人・所得の税率の引き下げ等が行われているなか、消費に対する課税の比率が高まる方向に向かうことが強く予測されている。

しかしながら、こうした方向での改正は社会全体に大きな影響を与えるものであり、消費税は特に担税力及び逆進性にも問題があるので負担の公平を歪めないためにも、安易に税率を引き上げるべきではない。税制改正の前提条件として、徹底した歳出削減の断行や少子・高齢社会における国民負担の全体像を明示することで国民の理解を得る必要がある。そして、少子・高齢社会における福祉のあり方や、所得、消費、資産等の課税バランスのあり方について慎重にかつ十分な検討を行い、国民に受け入れやすい消費税制度を実施すべきである。

また、制度の簡素化を重視する観点から複数税率への移行には反対である。

2. 納税義務の免除制度を申告不要制度に改めるとともに、申告不要及び簡易課税制度の判定については、基準期間による制度を改め、当該課税期間の課税売上高に基づいて判定する制度とすること。

また、簡易課税制度の適用については、届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とすること。(消法2、9、37)

理由

前々年又は前々事業年度の課税売上高を判定基準とする基準期間による制度の弊害には次のようなものがある。

(1) 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、当該課税期間の課税売上高の如何にかかわらず免税となり益税問題が生じる。逆に3,000万円超の場合には、当該課税期間の課税売上高が3,000万円以下となっても納税義務が生じることとなり、事務負担を強いられることになる。

(2) 簡易課税制度については当該課税期間の課税売上高が大きく、本則計算による事務負担を求めるに足る規模となっても、基準期間の課税売上高が2億円以下であれば簡易課税を

適用することになる。逆に、基準期間の課税売上高が2億円超であれば、事業縮小等により事務負担が免除されるべき規模の事業者であっても、本則による計算を強いられる。

(3) 免税事業者における課税事業者選択、簡易課税制度選択などに係る届出書の効力が、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、中小事業者においては常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。

当該課税期間の売上高に基づいて判定する制度とすることにより、課税事業者や簡易課税制度の選択は当該課税期間終了後に行うことになり、上記の問題は全て解決できる。

また、簡易課税制度については創設後すでに相当期間経過し、事業者において定着したと認められるから、その適用を事前に届出る必要性はなく、届出制を廃止し申告書記載要件とすべきである。

3. 免税事業者の判断基準と簡易課税制度の適用要件である課税売上高について検討を行うこと。

(消法9、37)

理由

消費税は、最終消費者に対して転嫁されることが予定されて設けられた税であり、社会一般には、事業者が消費者から預かって納付するものとして認識され、納税義務の免除制度や簡易課税制度によって、消費者が負担した消費税額の一部が、いわゆる益税として事業者の収益を構成していると思われる。

そもそも、消費一般に対して幅広く負担を求めるといふ消費税の趣旨や、経済に対する中立性の確保という観点からは、免税制度の基準は低い方が望ましく、現行の免税事業者の判断基準額である3,000万円について、その検討が必要である。

一方、簡易課税制度は、中小事業者の仕入税額控除に関する事務処理の負担を軽減する目的で設けられたものである。みなし仕入れ税率の設定が適切であれば、本則課税と簡易課税のいずれを選択しても、納税額に差はないはずであり、その選択は本来、事務処理の負担の程度によって判断するものであり、事業者が納付する税額の多寡によって判断するものではない。

しかし、簡易課税制度についても、社会一般には益税の発生する要因として捉えられており、ほとんどの中小事業者は現に帳簿を作成しているのであるから、その適用要件である課税売上高についても再検討が必要である。

4. 各種届出書及び承認申請書の提出期限を前期間の消費税の確定申告の提出期限までとすること。(消法9、37、令20)

理由

消費税の各種届出書及び承認申請書の効果が納税者に与える影響は大きい。特に中小企業においては決算状況により来期以降の計画を見直す必要があり、特に簡易課税制度を設けたのは、中小企業の事務運営を考慮してのことと推察されるので、これらの変更を行ったとしても問題は生じないと考えられる。

(実務的改善に関する項目)

5 . 仕入税額控除の要件については、従来のように「帳簿又は請求書等」の保存とすること。(消
30 、 措法 86)

理 由

仕入税額控除については、事業者は他者の税を預かって納付を行うのであるから、計算のための事務負担や費用負担は極力軽減されるべきである。また、わが国の記帳慣行の成熟性やその水準の高さに鑑み今後も帳簿方式によって対応が可能である。

一方、課税取引の検証性については、帳簿方式であっても、帳簿や証憑類を整備保存することによってインボイス方式同様に検証することが可能である。

しかしながら、平成 9 年 4 月 1 日以降施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件においては、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を余儀無くされるなど、効率的な事務処理を心がける記帳実務の流れとは相反する実態が多々見受けられる。また、場合によっては、事業者と税務行政庁との間において多くの摩擦が生ずることも予測される。

したがって、「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、検証性を重視する見地から、まず「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求めることとすれば、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。

よって、合理性や効率性を前提とする記帳実務の実態に配慮した仕入税額控除制度を整備すべきである。

6 . 固定資産である土地の譲渡については譲渡価格の 5 % を非課税売上とし課税売上割合を計算すること。(消法 30)

理 由

固定資産である土地の譲渡は経常的に発生するものではなく、また、土地の処分にあっても直接要する時間や労力等のもとより、間接的な手間もほとんどかからないのが通例である。

課税売上高が少額な事業者においては固定資産である土地の譲渡があった場合、課税売上割合の計算に当たって非課税売上の割合が相対的に高まり、課税売上割合が 95 % を下回ることとなる。そのため、一般管理費に係る仕入税額を共通仕入として按分することとなり、事業形態に変化がないにもかかわらず、固定資産である土地の譲渡のない課税期間に比し、控除対象仕入税額が減少し、極めて不合理な結果となっている。

そこで、固定資産である土地の譲渡については、有価証券の譲渡の場合に準じ譲渡価額の 5 % を非課税売上とする等、課税売上割合に大幅な変動が生じないようにするべきである。

7 . 法人税申告の提出期限の延長措置をした場合には消費税の確定申告の提出期限についてもこ

れと同様の措置をすること。(消法45)

理由

現行消費税法では、消費税の確定申告書の提出期限は、課税期間の末日の翌日から2月以内となっているが、法人税法第75条の2では提出期限の延長の特例を認めており、特例適用法人は消費税を含め法人税と並行して行っており、消費税の変更も有り得るため、修正、更正等事務手続が大きな負担となっている。

したがって、法人税の提出期限の延長の特例を受けている法人については税法全般の整合性を考慮して、消費税についても期限の延長を認めるべきである。

【相続税・贈与税関係】

(制度的改善に関する項目)

1. 財産評価の通則を法令において規定し、土地評価審議会を公正な財産評価のための協議機関制度等に改めること。(相法22、26の3)

理由

相続税及び贈与税では、財産の評価が課税標準の算出に大きな影響を与えることになるが、相続税法では、地上権や定期金に関する権利などごく一部のものを除き「相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価」によると規定しているだけで、時価をどのように算定するかについては何ら規定していない。

一方、国税庁は、財産評価基本通達等を職員に対して発出することによって、統一的な税務行政を行っており、国税職員は、この通達等に従って財産評価を行っている。

このように現在では、法定された財産評価の通則が存在しないため、納税者も実務上は、財産評価基本通達等を参考にしながら、財産評価を行っている現状がある。しかし、財産評価基本通達等は、あくまで行政執行の便宜を目的として設けられたものであることから、必ずしも納税者の立場から見て納得のできる時価が算定されるとは限らず、さらに本来、納税者を拘束しないはずの通達が、事実上、通則のようなものとして一般に受け取られている現状は、租税法律主義の見地からも適当とは言えない。

したがって、評価の通則を法令において規定することとすべきである。

さらに、土地評価については、土地評価審議会が設けられているが、より納税者の意見が反映されるような実効性のある手続として、公正な財産評価のための協議機関制度等に改める必要がある。

2. 相続税における保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。(相法12)

理由

相続税における生命保険金及び退職金の非課税限度額については、相続人の生活の保障を目的として設けられたものであるが、年金等の公的扶助による社会保障制度が少子・高齢化等により十分に機能しなくなっている。自助による相続人の生活の保障のため、保険金及び退職金は

重要性を増している。また、相続税の納税資金を確保するために利用されている場合が多い。
したがって、これらの見地から非課税限度額を相当程度引き上げる必要がある。

3．相続税の税率を50%を最高とした税率構造とすること。(相法16)

理由

相続税はキャピタルゲインに対する所得課税の補完的役割を持ち、富の過度な集中を抑制し再配分する機能が期待されているとはいえ、過度な課税は避けるべきである。現在の最高税率70%は先進諸外国と比しても異常な高税率である。過度な高税率は納税意欲を失わせ、さらには経済活動に歪みを発生させる要因になる可能性を持つことが指摘されている。現在の税率を放置すれば、個人の意欲的な経済活動は放棄され、ひいてはわが国の経済全体の沈滞を招く虞もあることから、最高税率を50%に引き下げ、累進率を見直してより多段階の課税構造にすべきである。

4．相続財産に関する費用は、相続財産から控除すること。(相法13、14)

理由

民法第885条では「相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する」と規定し、同法第1021条では「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定している。これは、相続人が相続財産を自らの財産として所有しその果実を自らのものとするという相続の本来の効果を実現させるためには、当然にそのための費用が必要とされ、それらは相続財産の中から支弁することは当然であるとの規定である。相続財産を減少させることが明らかであるからこそ、このような規定が置かれていることを鑑みると、一定期間内に確定したこれらの費用は、相続財産から控除するのは当然であるにもかかわらず相続税法ではこれを認めていない。相続人の担税力の面からもこれらの費用の控除を認めるべきである。

(実務的改善に関する項目)

5．物納制度における順位の廃止、物納財産の範囲の拡大、物納収納価額、延納制から物納制への切り替え、及び物納手続の簡素化を図ること。(相法41、42、43)

理由

近年、地価の下落が長期化し不動産の流動化が進まない環境下では、納税者にとって物納制度は有力な納税方法の一つである。しかし、物納制度は実務面において制度の不合理や手続の複雑さが指摘されている。

したがって、時代に対応できる、合理的でより簡素な手続により迅速な納税が行われるよう、次のような改善を図るべきである。

物納財産の順位の規定を廃止し、収納条件を緩和すること。

相続人固有財産の物納を認めるなど、物納財産の範囲を拡大すること。

小規模宅地等の特例を受けた財産及び相続開始前3年以内の贈与により取得した財産の収

納価額は、相続税の課税価額計算の基礎となった価額とされているため、時価と著しく異なる場合がある。したがって、物納財産の収納価額は、相続税法第22条に規定する時価とすること。

延納期間中であっても、延納から物納への切り替えを原則として自由とすること。

物納手続を簡素化すること。

- 6．相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(相法32)

理由

保証債務は、相続開始時において負担が確実なもの以外は債務控除の対象とならないとされている。しかしながら、相続開始時に履行が確定している保証債務の存在はごく稀であり、単純承認後に履行を迫られることがほとんどである。その履行が国税通則法の更正の請求期間の経過後になされ、求償権の行使が出来ない場合に、相続財産に明らかに減額があったにもかかわらず何らの救済措置も図られていない。申告時の課税価格につき、負担が確実な場合と同様な減額が生じているのであるから、更正の請求が可能ないようにしなければ負担の公平を欠くことになるので、特則に加えるべきである。

【地方税関係】

(制度的改善に関する項目)

- 1．個人住民税の所得控除の種類及び金額を所得税と同一とすること。(地法72、314の2)

理由

国税と地方税で所得控除の種類及び金額は異なっているが、このことに合理的な根拠は見出せず、また、所得控除額が国税と地方税で異なっていることにより、納税者が住民税の算出を苦慮しているという現実がある。

また、地方税法附則第3条において手当されているものの、課税最低限が生活保護基準額をも下回っていることについて、国民の納得を得られていないという現状もある。

そこで、税制を簡素化し、納税者の理解を得るためには、国税と地方税における個人住民税の所得控除の種類及び金額を同一にすべきである。

- 2．法人の事業税・住民税について欠損金の繰戻し還付を認めること。

理由

欠損金の繰戻し還付制度は、将来の業績回復が見込めないときの救済措置として、事業を安定させることを目的に定められたものであり、ある年度の欠損金を過去の年度の利益と通算することにより企業の成果を準長期的に測定できるものである。

しかしながら、法人事業税・住民税にこの制度がないことは、国税との整合性を欠くばかりでなく、企業の活力を削ぐこととなっている。

そこで、国税の整合性を図り企業に活力を注入するために、法人の事業税・住民税についても、欠損金の繰戻し還付制度を制定すべきである。

3．事業税の外形標準課税は、中小法人や赤字法人に対する配慮を行うなど国民の理解を得るべくさらに検討を重ねること。

理 由

現在の事業税は、所得金額を課税標準として応能負担の原則により課税されている。

しかしながら、事業税の性格は、行政サ・ビスを受けることに対するコストとして一般的に理解されているところであり、事業税を応益負担とすることは妥当であると考えられる。

しかし、外形標準課税の検討に当たっては、今後の日本経済を考えていく上で必要な活性化や国土の均衡ある発展を果たすために、これからの地方税制は如何にあるべきかについて検討されるべきである。

一方、その実施に当たっては、何をもって課税標準としていくのが困難な問題である。

例えば、理論的には、企業の経済活動の規模を表す付加価値がその企業の受益の程度を最も適切に反映するとされている。

しかし、現実にはその付加価値をどのように算定するのか、各産業間で付加価値率の差があり、付加価値を課税標準とした場合に生じる産業間格差をどう調整するのか、同じく地域間格差をどのように調整するのか、結果的に生じることとなる赤字法人に対する課税（担税力）への対応などが明確にされていない。

事業税の外形標準課税は地方税のあり方として、今後、さらに検討を重ねるべきである。

4．個人事業税の事業主控除額を少なくとも500万円程度（現行290万円）に引き上げること。（地法72の18）

理 由

個人事業税の事業主控除制度は、事業税の対象から事業主報酬相当額を除外することを目的として制定されている。しかしながら、現行の事業主控除額が290万円であるのに対し、平成12年度の民間平均給与収入は461万円（国税庁「平成12年度分民間給与の実態」）となっており、著しく低額となっている。また、資本金2,000万円未満の中小企業の役員の平均給与収入650万円と比較するとその較差はさらに著しいものとなっている。

そこで、制度本来の趣旨に鑑み、個人事業税の事業主控除額を少なくとも現行の290万円から500万円程度に引き上げることで、制度の目的を達成すべきである。

5．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。（地法72の14、72の17）

理 由

医師優遇税制において、医業に公益的性格があることを理由として課税除外の措置を講じてい

るが、租税は公平であるべきであり、負担能力のある者に対して課税除外の措置を講じることは応能負担の原則に反し、国民の納得を得られていない。

そこで、応能負担の原則から、前述の課税除外措置を廃止し実額計算を行うことにより、税の不公平感を解消すべきである。

なお、過疎地医療等については、税制以外の実費補填等の方法で手当を講じるべきである。

6．事業所税を廃止すること。(地法701の30～74)

理 由

事業所税は、指定都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てる目的で、事業所用家屋の床面積や従業員の給与総額を課税標準として制定された目的税である。しかし、地方税には事業税や固定資産税、都市計画税等があり、これらと事実上重複課税になっている。

さらに、本税の適用は、人口を基礎とした都市ごとの指定となっているため、地域間の税負担に不公平が生じている。

したがって、事業所税は廃止すべきである。

(実務的改善に関する項目)

7．一定期間内(例えば1年以内)に贈与等の取消しがあった場合において、不動産取得税の賦課制度を見直すこと。(地法73の7)

理 由

不動産取得税は、贈与等による不動産の所有権の移転がその後解消され、旧に復した場合にも、原則として再度課税される。

しかし、所有権の取得原因の解消により旧所有者に復することは、不動産の取得そのものが無くなったことになる。

したがって、一定期間内に贈与等の取消しがあった場合には、不動産取得税を課すべきではなく、また、当初の贈与等により賦課された不動産取得税も還付すべきである。

8．償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日(個人については年末日)とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすること。(地法349の2、359、383、394)

理 由

償却資産に係る固定資産税は、申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに市町村長に申告しなければならないこととされている。

一方、法人である納税義務者は、商法等に規定する決算手続において、その事業年度末日における償却資産を含む固定資産の未償却残高を確定させる必要がある。

したがって、12月末日が事業年度末日でない法人は、決算手続とは別に、償却資産に係る固

定資産税の申告業務を行わなければならないことになる。

このような法人の申告業務を簡素化するとともに、市町村の事務の平準化を図るために、償却資産に係る固定資産税については、その賦課期日を事業年度の末日（個人は年末日）とし、申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすべきである。

9．固定資産評価基準の適正化及び算定手続を公開するとともに、固定資産課税台帳の縦覧制度を見直し、税理士に課税台帳の閲覧（評価証明書の取得）を認めること。（地法415）

理 由

公的財産評価の基準として重要な位置にある固定資産税評価については、その算定基準の適正化を図り、かつ、評価の手続や、評価方法を法令で定め、公開すべきである。

また、地方税法で定める縦覧の趣旨は、納税者に自らの固定資産税の評価の内容を知らせるとともに、その評価額が公正妥当な額であるかを検討させることにあると解されるが、実務では、通常の場合、課税台帳を縦覧できる者は、地方税法第415条でその資産の「関係者」とされ、縦覧できる範囲は固定資産課税台帳の自らの所有する部分に限られている。自己の所有する固定資産の評価について、他と比較するなど評価の妥当性を検討できない結果となっているので、審査申出のないときであっても、鑑定評価書の開示等、評価の基礎となった資料等を納税者が請求により求めることができるようにすべきである。

さらに、税理士は、資産税に関する申告、申請、相談等の事案において、固定資産税の評価を必要とする場合が多く、代理人として実務を行う上でも、納税者の固定資産に限らず、比較により評価の妥当性を検討する場合等、他の固定資産の評価も必要となる場合がある。

よって、税理士がその資格により照会（申請）した場合には、固定資産課税台帳が縦覧できることとし、固定資産税の評価証明書の取得も認めるべきである。

10．固定資産税において、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、評価の計算の内容を検討するために審査請求期間（30日）を更に延長し、かつ第2年度、第3年度においても価格について審査の申出を認めること。（地法432）

理 由

平成11年度の改正で、固定資産課税台帳に登録された土地建物の価格に係る審査制度は、原則として基準年度の縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後30日までとされたが、自己の所有する固定資産の評価が適正妥当に行われているかを検討するための期間としては短すぎるので2月程度に延長して、納税者の権利救済の制度を充実すべきである。

また、審査の申出ができる年度は原則として基準年度とし、特別の事情がある場合にのみ基準年度以外の年度において審査の申出をすることができることとされているが、課税年度ごとに納税者が納税義務を負う以上、賦課処分がそうであるように制度的には、負担の公平等に照らし、特別の事情がなくとも、毎年、審査の申出ができることとすべきである。